



原市北地域包括支援センター を新設

高齢介護課

☎775-4190
☎776-8872

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、総合的な支援をする機関です。

平成18年度に地域包括支援センターを市内に9カ所設置しました。その後の高齢者人口の増加に伴い、本年度から原市北地域包括支援センターを新設し、旧原市地域包括支援センターを原市南地域包括支援センターに名称変更しました。原市南地域包括支援センターと原市北地域包括支援センターの担当区域などは下表のとおりです。

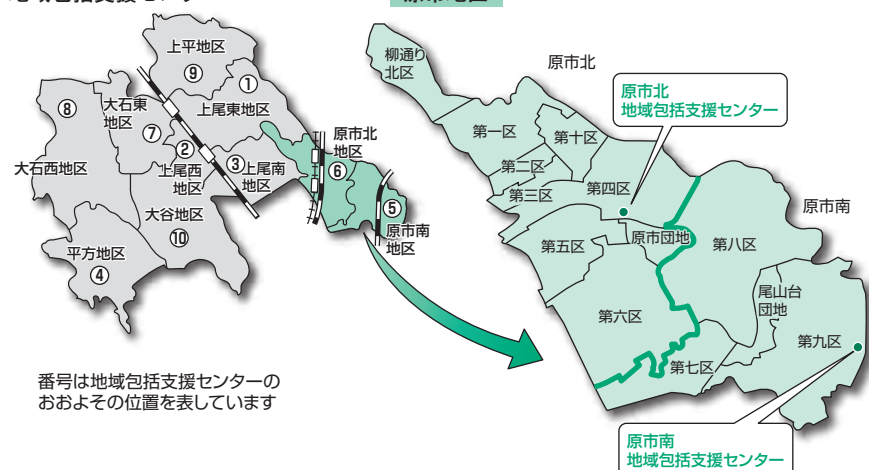
主な業務

- ① 高齢者やその家族からの介護などに関する相談に対応し、適切な医療や福祉サービスの利用に向けて支援を行うこと
- ② 成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見・対応に向けた支援を行うこと
- ③ 要支援1・2の認定を受けた人や、要介護状態になる恐れのある人を対象に介護予防プランの作成などを行うこと

【表】日常生活圏域と地域包括支援センター一覧(平成24年4月1日現在)

No.	地域包括支援センター	所在地	電話番号 ファクス番号	担当町名
①	上尾東	平塚2141 (しののめ内)	☎778-4800 ☎778-4850	緑丘、上町、本町、原新町、上尾宿、上尾村、二ツ宮、平塚
②	上尾西	柏座1-10-3-15-101 (上尾中央総合病院付近)	☎778-2711 ☎778-2713	春日、柏座、谷津、富士見
③	上尾南	仲町1-8-32 (藤村病院隣接)	☎777-3301 ☎775-0780	宮本町、仲町、愛宕、栄町、日の出、東町、上尾下
④	平方	上野567 (あけぼの内)	☎726-6504 ☎726-6657	平方、上野、平方領々家、上野本郷、西貝塚、西上尾第二団地
⑤	原市南	瓦葺2143-2 (葺きの里内)	☎720-2502 ☎720-2507	原市の一部(七区、八区)、瓦葺、尾山台団地
⑥	原市北	原市3221-4 1階B号 (原市団地北側)	☎720-0022 ☎720-0023	原市(七区、八区を除く)、五番町、原市中、原市北、原市団地
⑦	大石東	浅間台2-17-1 (パストーン浅間台内)	☎777-4201 ☎777-4203	中妻、浅間台、弁財、井戸木、泉台、小泉、今泉の一部(三井住宅)
⑧	大石西	藤波3-265-1 (エルサ上尾内)	☎789-5077 ☎789-5078	中分、藤波、小敷谷、畔吉、領家、今泉の一部(三井サニータウン)、西上尾第一団地
⑨	上平	西門前727-3 (あげお愛友の里付近)	☎778-5132 ☎778-5133	上、久保、西門前、南、菅谷、須ヶ谷、錦町
⑩	大谷	地頭方420-8 (上尾甞生病院付近)	☎780-6363 ☎780-6363	地頭方、杏丁目、今泉(三井住宅、三井サニータウンを除く)、向山、大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、川、西宮下

地域包括支援センター





瓦葺ふれあい広場の 利用を開始

⇒瓦葺ふれあい広場(☎・FAX722-7563)
環境政策課(☎775-7308・FAX775-9927)



集会室兼
体育室

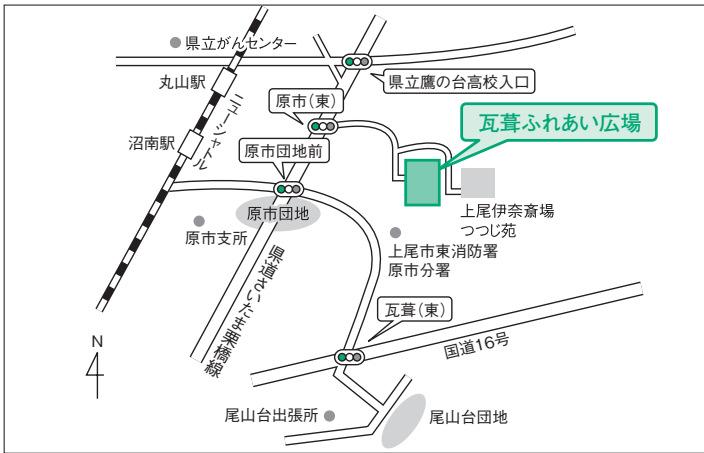


活動室

広大な芝生広場や1周350mのウォーキングコース、築山を利用した滑り台などの遊具をはじめ、建物内には卓球などができる集会室兼体育室、会議などに利用できる活動室や授乳室などがあり、全ての人に優しい施設です。

集会室兼体育室、活動室の利用団体登録を受け付けています。

- ▼開館時間 午前9時～午後9時
- ▼休館日 年末年始(12月29日～1月3日)
- ▼利用団体 5人以上で構成された団体(抽選後、空きがあれば個人の利用も可)
- ▼利用登録 利用団体登録申請書(瓦葺ふれあい広場へ瓦葺103-1)



にある)に団体構成員の名簿を添えて、直接瓦葺ふれあい広場へ

※利用団体登録と同時に、上尾市公共施設予約システム利用団体登録も必要です。

- ▼申し込み 上尾市公共施設予約システム(タッチパネルへ市役所、各支所・出張所・公民館などにある)、ホームページ(☎ <http://www2.pf489.com/ageo/web/>)から申し込む
- ※7月分の抽選受付期間は、5月1～15日です。予約時には、公共施設予約システム利用団体番号とパスワードが必要です。
- ▼使用料 下表のとおり

施設	定員(人)	利用区分	区分	使用料			
				午前9時～正午	正午～午後3時	午後3～6時	午後6～9時
集会室兼体育室	100	団体利用	一般・学生	500円	500円	500円	500円
			児童・生徒	250円	250円	250円	250円
		個人利用	一般・学生	100円	100円	100円	100円
			児童・生徒	50円	300円	300円	300円
活動室	20	団体利用	一般・学生	300円	300円	300円	300円
			児童・生徒	150円	150円	150円	150円



おもいやりの 心でつなぐ 人とひと

「上尾市多文化共生 推進計画」を策定



多文化共生とは…
国籍や民族などの異なる人たちが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと
～「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(総務省/平成18年3月)から～

⇒自治振興課(☎775-4539・FAX775-9819)

平成24年度から10年間を計画期間とする「上尾市多文化共生推進計画」を策定しました。この計画は、市内に在住の外国人市民が地域社会の“構成員”としての自覚を持ち、日本人と外国人が協同して地域づくりを進めるための計画です。

策定に当たっては、有識者や各団体の代表者などで構成された上尾市多文化共生推進計画策定委員会、外国人市民や国際交流団体関係者などで構成された上尾市多文化共生推進計画策定市民会議、市役所若手職員で構成された上尾市多文化共生推進計画

策定プロジェクト・チームの三つの組織を設置しました。そして前計画の進捗状況の検証・評価、アンケートの実施、市民会議での意見交換などを通して、「多文化共生社会の実現」に向けた施策について約1年間の検討を重ねました。

▶内容 上尾市の現状と課題、計画の体系と施策展開、計画の推進に向けてなどで構成
※同計画は情報公開コーナー(市役所1階)、図書館本館、各公民館・公民館図書室で閲覧できる他、市ホームページでも公開しています。



市民が心を開き、 おもいやりの心を持つことが大切

計画策定に当たっては、外国人市民へのアンケート結果や、市民会議の意見を多く取り入れるなどの工夫があり、上尾市らしい計画を作ることができました。

外国人市民との共生には、市民が心を開き、おもいやりの心を持つことが大切です。

今後、外国人市民の増加が予想される中、共生を実現するために、行政の果たす役割は大きいものがあります。計画で定められた目標の達成度を定期的にチェックして、計画の進行管理をするなど、今後、継続的な市の取り組みが重要です。

【プロフィール】

富沢賢治(とみざわ けんじ)

聖学院大学大学院政治政策学
学研究科教授。市多文化共生
推進計画策定委員会委員長と
して同計画策定に尽力。



計画の基本目標

基本目標 1 気持ちのつながるコミュニケーションづくり

〈基本施策〉

- 1 わかりやすい行政・生活情報を提供する
- 2 利用しやすい窓口・相談体制をつくる
- 3 たくさんの人に日本語を学んでもらう

基本目標 2 安心して生活できる社会づくり

〈基本施策〉

- 1 快適で安全な住まい環境を実現する
- 2 いきいきと健やかな生活を支援する
- 3 夢を持って学び働ける環境をつくる

基本目標 3 違いや文化を認め合う地域づくり

〈基本施策〉

- 1 お互いを認め合う気持ちを高める
- 2 外国人市民と地域社会をつなぐ
- 3 交流の機会を増やす
- 4 地域のボランティアと協力し合う
- 5 すべての人が集まれる場をつくる



国保・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ 宿泊補助制度のご利用を

↓国民健康保険加入者：保険年金課国民健康保険担当
(☎77515136・☎77519827)
後期高齢者医療制度加入者：保険年金課高齢者医療担当
(☎77515125・☎77519827)

国民健康保険(国保)・後期高齢者医療制度に加入している皆さんの健康保持と増進を目的に、それぞれ宿泊補助制度があります。

▼利用期間 4月1日～平成25年3月31日(日)

▼補助金額 1人1泊3千円(年度内2泊を限度)

▼対象 宿泊日現在、市内に住所があり、国保・後期高齢者医療制度に加入している、保険税(料)の滞納がない人(3歳未満の乳幼児を除く)

●国民健康保険加入者

▼対象施設 県国民健康保険団体連合会と契約している保養施設

※施設一覧表は、保険年金課(市役所1階8番窓口)、各支所・出張所にあります(市ホームページでも閲覧可)。

▼申し込み 次の①～③の順に申請

①各保養施設に直接、宿泊を予約
※予約時に県国民健康保険団体連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用することを伝え、利用料金を確認してください。

②利用日の3日前までに保険証を用

意して、保険年金課へ(土・日曜日、祝日を除く)

※来庁ができない時は、各支所・出張所で申請だけを受け付けます(利用日15日前までの受け付けに限る)。後日、保険年金課から「利用券」と「助成券」を郵送します。

③交付された「利用券」と「助成券」に押印し、宿泊当日に保養施設へ提出

※「利用券」と「助成券」を提出しないと補助が受けられません。

●後期高齢者医療制度加入者

▼対象施設 国内の宿泊施設

▼利用方法 次の①②の順に申請

①宿泊前に「高齢者宿泊施設利用補助申請書」と「上尾市高齢者宿泊施設利用補助金口座振替依頼書」(いずれも保険年金課(市役所1階10番窓口)、各支所・出張所にある、市ホームページからダウンロード可)の交付を受ける

②宿泊後、施設利用証明を受けた「申請書」と、必要事項を記入した「依頼書」を直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)または各支所・出張所へ

『上尾市観光ガイドマップ』を作成

⇨商工課(☎777-4441・☎775-5024)

催し物、祭り、文化・スポーツ施設、花巡りなど見どころ情報を掲載した『上尾市観光ガイドマップ』(A1判、16つ折り、両面印刷)を作成しました。

市役所、各支所・出張所、プラザ22で配布していますので活用してください。



市民ギャラリーの利用申し込み

生涯学習課 ☎775-9490
☎776-2250

アニコバールサロン館2階の市民ギャラリーは、木曜日～翌水曜日の1週間単位で貸し出しています。利用時間は、午前10時～午後8時まで。

▼受け付け開始 9カ月前の月の初日(土・日曜日、祝日の場合は、直後の平日)の午前9時から

▼抽選会場 市役所7階701会議室他

▼申し込み 受け付け開始の初日のみ抽選をする。1週間単位の抽選で順番を決め、順番の早い団体・個人から利用申請を受け付け ※空いている週は抽選後、先着順で受け付け

ます。

●利用規則などの一部変更

搬入で使用する場合、申し出により、木曜日だけ午前8時30分から利用できる

市民ギャラリー利用案内表

利用月	平成25年2月	3月	4月	5月
受け付け開始	平成24年5月1日(火)～	6月1日(金)～	7月2日(月)～	8月1日(水)～
利用月	6月	7月	8月	9月
受け付け開始	9月3日(月)～	10月1日(月)～	11月1日(木)～	12月3日(月)～



上尾の魅力を再発見

「あげお駅からハイキング」

～上尾花しょうぶ園観賞と雄大な荒川沿い草原から牧場へのウォーキング～

⇨市観光協会 (TEL775-5917・FAX775-5024)

荒川沿いの雄大な草原から牧場へ、そして初夏のハナショウブを満喫できる自然散策コースです。上尾丸山公園ではあげお花しょうぶ祭りを開催しています。園内では市指定民俗文化財の「藤波の餅つき踊り」や太鼓の生演奏が楽しめる他、勅使川原郁恵さん(元五輪代表ショートトラック・スピードスケート選手)のウォーキング教室も行います。沿道でのもてなしも毎年好評です。

▶とき 6月3日(日) ※午前9～11時にJR上尾駅西口で受け付けを行い、コース上を散策

▶コース JR上尾駅西口を出発し、馬蹄寺や榎本牧場、上尾丸山公園(あげお花しょうぶ祭り)、川の大じめなどを巡り、JR上尾駅西口へ戻る全行程約15km。

▶募集人員 約2千人(先着順)

▶持ち物 昼食(上尾丸山公園で模擬店の利用もできる)、歩きやすい服装

▶申し込み 5月30日(水)までに電話(03-5719-3777(月～金曜日午前10時～午後5時))、ホームページ(<http://www.jreast.co.jp/hiking/>)、携帯サイト(<http://www.jreast.co.jp/hiking/m/>)で「JR東日本・駅からハイキング事務局」へ
※申込時にコース番号(05212)、参加者(代表者)の在住都道府県名(郵便番号)、参加人数を登録してください。

※市観光協会では、申し込み受け付けはできません。



昨年のあげお駅からハイキング

(受け付けスタート)

ゴール



上尾丸山公園の草蒲田(2、800平方m)には、約70種1万株のハナショウブが咲き誇り、市民の目を楽しませています。6月3日(日)には「あげお駅からハイキング」も行われ、あげお花しょうぶ祭りの期間中の土・日曜日には市観光協会推奨土産品の販売も行います。

▼とき 6月2日(土)～17日(日)

▼ところ 上尾丸山公園

▼内容 市観光協会推奨土産品などの販売(期間中の土・日曜日午前9時30分～)

※売り切れ次第終了します。

あげお花しょうぶ祭り

↓市観光協会

TEL 775-5917
FAX 775-5024

(小泉先回り)

バス停名	恵和園行	恵和園行	恵和園行
上尾駅西口	7:55	11:35	14:00
自然学習館	8:20	12:00	14:25
丸山公園南口	8:23	12:03	14:28
上尾駅西口	9:14	12:54	15:19

(日産先回り)

上尾駅西口	9:20	13:00	16:15
丸山公園南口	9:59	13:39	16:54
自然学習館	10:01	13:41	16:56
上尾駅西口	10:39	14:19	17:34

市内循環バス
「まはる」
平方循環



税は納期限内に納めましょう

納付場所にMMK設置店 (NEWDAYS など) を追加しました

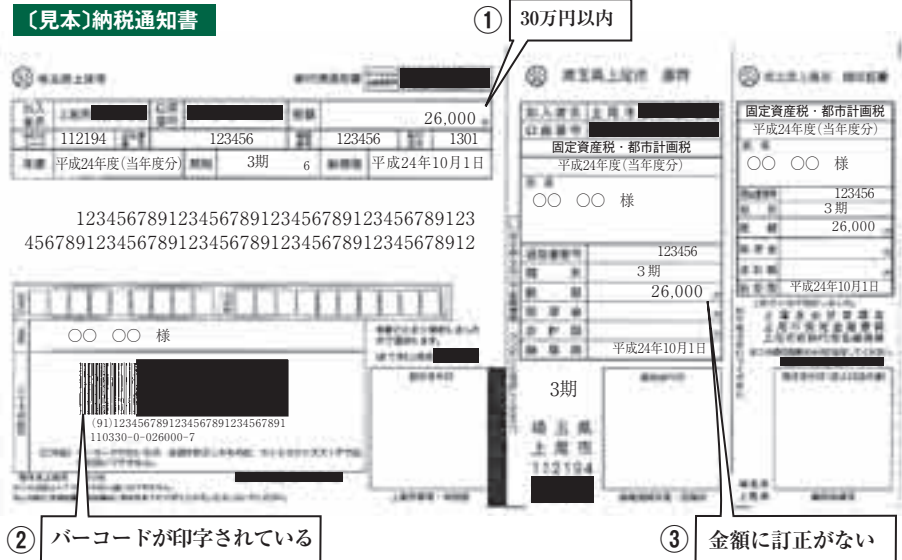
⇒納税課 (TEL 775-5135 ・ FAX 775-9846)

▶対象税目 市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

▶納付場所

- ・市役所、各支所・出張所
- ・市指定金融機関
埼玉りそな銀行本・支店・市役所内派出所
- ・市収納代理金融機関(本・支店)
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、栃木銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、城北信用金庫、中央労働金庫、あだち野農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行、郵便局(納期限内に限る)
埼玉県、東京都、神奈川・千葉・群馬・茨城・栃木・山梨県
- ・全国のコンビニエンスストア
エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店(NEWDAYS など)

コンビニエンスストアで納付するときは見本の①～③に注意してください。



※5月からMMK設置店でも納付できます。MMK設置店とはMMK端末(公共料金収納端末)が設置され、店頭に「公共料金収納受付取扱店」の表示がある店舗です。介護保険料、後期高齢者医療保険料も同様の取り扱いになります。

納付書は各コンビニ店舗でも取り扱いができるように、全国統一の書式になっています。冊子ではない1枚ずつの単票になっていますので、納付する時は納期の取り違えのないように店舗へ出してください。

口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、納期ごとに指定納付場所に出掛けなくても、納期限日(右表参照)に自動的に預(貯)金口座から納付できてとても便利です。納付忘れもなくなりますので安心です。

▶申し込み

①「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(納税通知書に同封)に必要な事項を記入・押印し、納税通知書、預(貯)金通帳、印鑑(通帳届け出印)を用意して、取扱金融機関か納税課(市役所2階)または各支所・出張所へお持ちください。(※1)

②市ホームページから口座振替依頼書と封筒をダウンロードし、必要事項を記入・押印して郵送してください。

市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(※2)	国民健康保険税	納期限(振替日)	各期別の口座振替申込期限
	第1期	全期		5月31日(木)	本年度終了
第1期				7月2日(月)	5月18日(金)
	第2期		第1期	7月31日(火)	6月15日(金)
第2期			第2期	8月31日(金)	7月17日(火)
	第3期		第3期	10月1日(月)	8月17日(金)
第3期			第4期	10月31日(水)	9月14日(金)
			第5期	11月30日(金)	10月16日(火)
	第4期		第6期	12月28日(金)	11月13日(火)
第4期			第7期	平成25年1月31日(木)	12月17日(月)
			第8期	平成25年2月28日(木)	平成25年1月11日(金)

※1 口座振替を申し込んでから口座振替開始まで45日程度かかります。市役所に申し込んだ人には、文書で案内を郵送します。口座振替の開始期、振替口座を確認してください。口座振替開始以前の分は、納付書を利用してください。開始期以前の分をさかのぼって振り替えることはできません。

※2 これから軽自動車税の口座振替を申し込んだ場合は、平成25年度から開始になります。



省エネ対策推進奨励金

環境政策課 ☎77516925
☎77519927

自主的に省エネ活動に取り組む皆さんに予算の範囲内で省エネ対策推進奨励金を交付します。

▼対象 次の①②のいずれの条件も満たす人／①市内に住所があり居住している②奨励金申請時に市税などを滞納していない ※申請時に住所登録、市税などの滞納状況を確認します。店舗や事業所は対象になりません。

▼交付要件 4月1日以降に購入・設置した物で、平成25年3月29日(金)までに申請手続きが完了する物 ※交付は同一年度内で1世帯につき1回限りです(電気自動車または電動バイクを除く)。

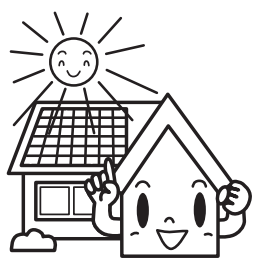
▼対象になる省エネ対策

- ・住宅用太陽光発電システム
 - ・太陽熱温水器または水式ソーラーシステム
 - ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)
 - ・グリーンカーテン
 - ・電気自動車
 - ・電動バイク
- ▼申し込み 省エネ対策対象機器を購入・設置・支払い後に「上尾市省

エネ対策推進奨励金交付申請書(総合案内(市役所1階)、各支所・出張所、環境政策課(市役所4階)にある。市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、必要書類を添えて、直接環境政策課へ(土・日曜日、祝日を除く)

※奨励金の交付額、対象機器など詳しくは、交付申請書と併せて配布するパンフレットをご覧ください。

5月10日(木)から先着順で受け付けし、申し込みが予算額に達した時点で締め切ります。



年金受給者の皆さん こんなときは届け出を

保険年金課 ☎77515137
☎77519827

年金を受給している人は、下表のような場合、早めに届け出をしてください。

届け出先は原則として年金事務所です。各届け出書は年金事務所または保険年金課(市役所1階9番窓口)にあります(現況届、住所・支払機関連変更届、年金証書再交付申請書は

こんなとき	手続き内容	提出期限
誕生月を迎えた	年金受給権者現況届(注1)	誕生月内
住所を変えた(注2)	年金受給権者住所・支払機関変更届	14日以内
年金の受取先を変えたい	年金受給権者住所・支払機関変更届	随時
年金証書を紛失した	年金証書再交付申請書	
氏名を変更した	年金受給権者氏名変更届	14日以内
年金を受けている人が死亡した	年金受給権者死亡届(注3)	

(注1)現況届とは別に、加給年金額などが加算されている人は「生計同一証明書」を、障害年金を受給している人は医師が作成した「診断書」などを提出しなければならない場合があります。障害基礎年金の診断書の提出先は保険年金課(市役所1階9番窓口)です。
(注2)原則不要
(注3)死亡した人が受給していた年金の種類によっては、未支給年金や遺族年金の手続きが必要です。

各支所・出張所にもあります)。
※地方公務員などの共済組合の組合員だった期間だけで老齢基礎年金を受けている人は、年金の届け出は退職共済年金を受けている共済組合に提出することになっていますので、注意してください。

●現況届・住所変更届・死亡届

現況届は毎年誕生月に提出が必要でしたが、平成18年10月から住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により現況確認を行うことになったため、原則不要です。

また住所変更届・死亡届も、平成23年7月から住基ネットで確認できるようになったため、原則不要になりました(未支給年金などの届け出

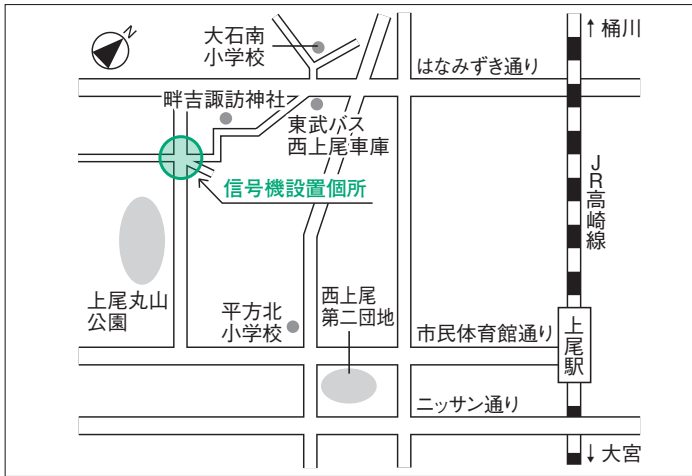
- を除く)。ただし次の①～⑤のいずれかに該当する人は、現況届・住所変更届・死亡届の提出が必要です。
- ①日本年金機構で住民票コードの確認ができていない
 - ②日本年金機構が管理している年金受給者の基本情報(住所、氏名、生年月日、性別)が住基ネットに保存されている基本情報と相違している
 - ③住基ネットに参加していない市区町村に住んでいる
 - ④外国籍(外国人登録)
 - ⑤外国に住んでいる

■詳しくはねんきんダイヤル(☎0570-051165または03-6700-1165)へ問い合わせてください。



畔吉地内に信号機を新設

⇒道路整備課(☎775-9049・FAX775-9906)



畔吉地内の諏訪神社西側の交差点に信号機が新しく設置され、3月24日に点灯式が行われました。この交差点は大石南小学校の通学路になっていて、車両の交通量が多い変則的な交差点です。交通事故防止のため、交差点改良工事を施工し安全な交差点へと改良しました。



信号機が新設された諏訪神社西側の交差点

第12回市環境推進大会と環境パネル展

⇒環境政策課(☎775-6925・FAX775-9927)

市と市環境推進協議会は、環境の保全と創造を考え行動する機会として、環境推進大会と環境パネル展を開催します。

第12回上尾市環境推進大会

- ▶とき 6月2日(土)午後1時～3時30分
 - ▶ところ 文化センター中ホール
 - ▶内容 ①第11回あげお環境賞授賞式②環境美化啓発ポスター表彰式と応募作品の展示③中谷二三男なかにふみおさん(技術士)による講演「電気と私たちの生活 ～上手な節電～」
 - ▶定員 500人
 - ▶参加費 無料
 - ▶申し込み 当日、直接会場へ
- ※手話通訳があります。

環境パネル展

- ▶とき 5月29日(火)～6月4日(月)
- ▶ところ 市役所1階市民ホール
- ▶内容 市の自然や住み良い生活環境、地球環境の保全の活動をパネルで紹介

児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定

⇒こども支援課(児童扶養手当) ☎775-5120
FAX774-5342
障害福祉課(特別児童扶養手当) ☎775-5123
FAX776-8872

平成23年度全国消費者物価指数の下落により、ことし4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の額が下表のとおり改定されました。

●児童扶養手当(月額)

児童数	全部支給	一部支給
1人	4万1,430円	4万1,420～9,780円
2人	4万6,430円	(4万1,420～9,780円) + 5千円
3人以上	1人につき3千円を加算	

●特別児童扶養手当(月額)

等級	改定後	改定前
1級	5万400円	5万550円
2級	3万3,570円	3万3,670円

●障害児福祉手当(月額)

改定後	改定前
1万4,280円	1万4,330円

●特別障害者手当(月額)

改定後	改定前
2万6,260円	2万6,340円

●経過的福祉手当(月額)

改定後	改定前
1万4,280円	1万4,330円



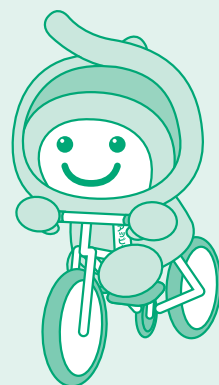


守りましょう！ 自転車の交通ルールとマナー

⇒市民安全課(☎775-5138・☎775-9927)

自転車は手軽で便利な、環境にも優しい乗り物です。一方で、自転車
が引き起こす事故が増加傾向にあります。これらの事故の大半は、自転
車の正しい運転を怠った場合に起きています。

自転車は道路交通法上「軽車両」になります。自転車に乗るときは、交
通ルールやマナーを守り、相手の立場に立った思いやりのある運転を心
掛けましょう。



ご存じですか？ 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
【例外】
 - 道路標識・標示で指定された場合
 - 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の
高齢者、障害のある人の場合など
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・並進の禁止
 - 2人乗りは原則禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車の放置はやめましょう！

「少しの時間だから」「みんなが置いているから」と安易な気持ちで自転車を放置していませんか。

放置自転車は、目や体の不自由な人をはじめ、歩行者の安全な通行の妨げになる他、災害時の避難や消防車・救急車の消火・救急活動の障害になります。

自転車は、短時間でも駅周辺や道路など公共の場所に放置しないで、駐輪場を利用しましょう。

毎月10日は「自転車安全利用の日」

自転車の安全な利用への関心と理解を深めるために設けられたもので、毎月10日を「自転車安全利用の日」としています。

自転車の事故

自転車が加害者になる交通事故が増加しています。

自転車で事故を起こすと、自転車利用者も刑事上の責任が問われます。また相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

【自転車での加害事故例】

- 自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突。脊髄損傷の重傷を負わせた。
・賠償金 6,008万円
- 高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。
・賠償金 5,000万円

●市内の自転車交通事故 2 大特徴

「高齢者」「交差点」

自転車交通事故者の約 2 割は、65歳以上の高齢者です。また自転車事故の約 7 割は、交差点で発生しています。

自宅付近の通り慣れた道でも油断せず、「止まる」「見る」「待つ」「確かめる」を習慣にしましょう。

損害賠償責任保険などに加入を

万が一の事故に備えて、賠償責任保険と傷害保険がセットになったTSマーク制度や各保険会社の自転車向け保険に加入しましょう。

【TSマーク付帯保険】

年に1回、自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、その証明としてTSマークが自転車に貼付されます(有料)。

TSマークが貼ってあれば万が一の事故の際、賠償責任保険と傷害保険による保証が受けられます(点検日から1年間有効)。



